

| 第5回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議の概要 | | |
|---|---|--|
| 開催日時 | 平成25年10月30日(水) 15時～17時 | |
| 開催場所 | 奈良市役所 北棟6階 第23会議室 | |
| 議 題 | 1、開会 2、案件 (1)奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて (2)今後の予定について 3、その他 4、閉会 | |
| 出席者 | 委 員 | 伊藤 俊子 委員、梅林 聡介 委員、澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】 |
| | 事務局 | 今西市民活動部長、萩原市民活動部次長、堀内協働推進課長、山口地域活動推進課主幹、上羅地域教育課長補佐、協働推進課 |
| 開催形態 | 公開(傍聴人2人、報道関係者0人) | |
| 決定事項 | ・今年度の議論の結果を中間報告として市長に報告する | |
| 担 当 課 | 市民活動部 協働推進課 | |
| 議事の内容 | | |
| <p>1、開会</p> <p>2、案件</p> <p>(1)奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて</p> <p>➤ 梅林委員より、地域自治協議会検討委員会について、下記のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、2月の中間報告に向けて議論を進めており、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例を改正(条文の追加等)を要望しようという動きになっている。 ・現在、資料2「地域自治協議会検討委員会中間報告書 目次」に沿って中間報告書を作成している。 <p>➤ 主な意見は以下のとおり。</p> <p>＜提言書について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ政策について、地域自治協議会検討委員会の動向を待つことになっているが、動向を待つのではなく審議会としての意見を明記した方が良い。 ・地域コミュニティ政策について、地域自治協議会検討委員会に任せすぎになってはいけない。 ・「提言」部分は条例改正の時期についての考え方を記述しており、3ページからの「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会」で出された意見(抜粋)が重要である。 ・本提言書は、中間報告というかたちにした方が良い。 <p>＜地域コミュニティ政策について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本審議会で議論している内容を、全自治連合会長に伝えてほしい。 ・豊中市の状況は奈良市とよく似ており、第1号の協議会が千里ニュータウン、第 | | |

2号の協議会が南部の農村部に設立された。最近開発された新興住宅地域ではしがらみがないため地域が連携しやすく、高齢地域も危機意識が引き金となり連携しやすい。一方で、20年程前に開発された新興住宅の地域ではしがらみが多く連携が難しいことが多い。

<市民参画及び協働によるまちづくり審議会について>

- ・年間5回の審議では少ないため、会議開催の予算を増やしてほしい。

➤ 提言書について、以下の箇所を修正する。

- ・「提言」ではなく「中間報告」にする。
- ・2ページの題目「提言」を「1. 中間報告」とし、3ページ「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会」で出された意見（抜粋）を「2. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会」で出された意見（抜粋）」とする。これに伴い、これ以降の見出し番号の書式を変更。
- ・2ページ『提言』若しくは3ページ『奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会』で出された意見（抜粋）に、NPO政策に関してNPOの育成についての内容を盛り込む。
- ・2ページ『(2) 検討結果』に、「地域から行政への窓口を一本化してほしい」という内容を盛り込む。
- ・3ページ『2. 条例制定後の検証』の9行目「福祉の分野をどう巻き込んでいけるか」を「福祉の分野にも広げていけるか」に変更。
- ・3ページ『1. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について』の10行目「『行政改革』は終わり」を「行政改革と共に」に変更。
- ・4ページ『(3) 地域自治協議会について』の5行目、「強いコミュニティ」を「豊かなコミュニティ」に変更。

(2) 今後の予定について

- ・提言書を修正したもの各委員に確認後、会長・副会長、事務局で調整する。
- ・12～1月に市長に中間報告を行い、1月の議会の市民環境委員会で報告する。

3、その他

➤ 今後の審議会について

- ・地域自治協議会検討委員会からの中間報告の内容によっては、会長・副会長と相談の上、年度内にもう一回審議会を開催する必要があるかもしれない。

4、閉 会

以上